

宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業 補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人宮崎市観光協会（以下「協会」という。）は、本市のスポーツ等合宿の受入れを促進し、スポーツランドみやざきの推進及び地域経済の活性化を図るため、本市でスポーツ等合宿を実施する県外のアマチュアスポーツ等団体に対し、宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、交付に関し、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、企業、地域等の部、クラブ、サークル、選抜チーム又はそれらに準じる団体をいう。
ただし、アマチュア団体に限り、プロスポーツや日本代表チーム（年代別の代表チームを含む）は除く。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設をいう。ただし、公共施設は除く。
- (3) 参加者 選手及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は含まない。）をいう。
- (4) 延べ宿泊数 宿泊者数に宿泊日数を乗じて得た延べ数

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、本市でスポーツ等合宿を実施する県外のアマチュアスポーツ等団体で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) スポーツ活動又は文化芸術活動等に関する合宿であること。
 - (2) 市内の宿泊施設に宿泊する合宿であること。
 - (3) 1回の合宿における参加者の延べ宿泊数が20泊以上であること。
 - (4) 大会又はイベント、会議（以下「大会等」という。）への参加が目的ではないこと。
 - (5) 営利を目的とする合宿ではないこと。
 - (6) 宗教的又は政治的活動を目的とする合宿ではないこと。
 - (7) 暴力団関係者ではないこと。
- 2 第1項第4号で規定する要件について、大会等の開催日程前後において、大会等とは別に練習を実施すると明らかに認められる日は、合宿実施日とみなし、当該実施日における補助対象の日数は次のとおりとする。
- (1) 大会等前の合宿実施日は、大会等前日以前の宿泊日数を補助対象とする。
 - (2) 大会等後の合宿実施日は、大会等最終日以降の宿泊日数を補助対象とする。

(補助内容・補助金額)

第4条 補助内容は下記の3つの内容からいずれか一つを選択するものとする。ただし、1回の補助における併用利用はできないものとする。

- ① 宿泊補助
- ② バス経費等補助金
- ③ 特產品贈呈

- 2 補助金額は1回の合宿における参加者の延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とし、1回当たり8万円を限度とする。ただし、特產品贈呈の場合は参加人数に応じた額を基準（別表1）として補助を行う。

(合宿計画の事前承認申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として合宿開始日の14日前までに、合宿計画事前承認申請書（様式第1号）を協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、会長が特にやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りではない。

- 2 同一申請者が同一年度内に申請できる回数は、2回を限度とする。
また、旅行会社・宿泊施設等が代理に申請（以下「代理申請者」という。）する場合、同一年度内の申請は、25団体を限度とする。
- 3 会長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めた場合は、合宿計画事前承認通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、第5条第3項の規定による通知を受けた場合において、合宿の中止等により補助金の交付を申請しないときは、速やかに取下書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 第5条第3項の規定による承認を受けた申請者は、原則として合宿終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）
(振込先通帳コピーを添付。代表者と振込先が違う場合は、委任状が必要。)
 - (2) 合宿実施報告書（様式第6号）
 - (3) 宿泊証明書（様式第7号）
 - (4) その他会長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項第1号に規定する請求について、申請団体に所属する者に委任することができる。この場合、申請者は委任者に対して、委任状（様式第5号）を作成し、提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、前条の規定により、補助金の交付申請及び請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適當と認められるときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 合宿を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

贈呈金額表

限 度 額	
1名～20名	20,000円以内
21名以上	30,000円以内